

# 入 札 説 明 書

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局長

この度、下記により総合評価落札方式による一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成27年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業における研究課題の進行管理調査等に係る業務委託事業
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 平成28年3月28日

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の営業品目「調査・研究」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札方法及び提案書の提出方法

#### (1) 入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。

#### (2) 提案書等の提出

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記5に定める提出期限までに提出場所に提出すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所 農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班契約第1係  
(別館6館 ドアNo.別619)
- (2) 日 時 平成27年2月9日～平成27年3月12日 午前10時～午後5時  
(ただし、行政機関の休日を除く。)
- (3) 入札説明書 入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書(案)のほか、以下の書類を含む。  
ア 応札資料作成要領  
イ 評価項目一覧  
ウ 評価手順書
- (4) 入札説明会
- ① 場 所 農林水産省農林水産技術会議事務局会議室  
(別館6階 ドアNo.別620-1)
- ② 日 時 平成27年2月20日 午後3時

#### 5 入札書及び提案書等の提出場所及び提出期限

入札書及び提案書等は以下の日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8の場所及び日時に行う。

- (1) 提出場所 農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班契約第1係  
(別館6階 ドアNo.別619)  
(入札書は契約班に設置してある入札箱に投函すること。)
- (2) 提出期限 平成27年3月12日 午後5時

#### 6 企画提案会の場所及び日時

入札者が提出した提案書等を詳細に検討するため、以下の場所及び日時に企画提案会を実施する。

なお、入札者の多寡により企画提案会におけるプレゼンテーションの時間は、各入札者と協議して決定する。

- (1) 場 所 農林水産省農林水産技術会議事務局委員室  
(本館6階 ドアNo.本676 本678)
- (2) 日 時 平成27年3月17日 午後

※審査員の都合によって日時を変更する場合がある。変更する場合には別途入札者に連絡する。

#### 7 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧(提案要求事項)に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、要件を満たしていない項目が一つでもあれば不合格となる。

## 8 開札の場所及び日時

開札は、以下の場所及び日時に実施するが、開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7で不合格となった者の入札書は、開札しない。

なお、開札に当たり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。

- (1) 場 所 農林水産省農林水産技術会議事務局会議室  
(別館6階 ドアNo.別620-1)
- (2) 日 時 平成27年3月23日 午後2時

## 9 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 10 入札保証金及び契約保証金 免除する。

## 11 契約書作成の要否 要

## 12 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

## 13 その他

入札心得による。

本事業は、平成27年度予算に係る事業であることから、本入札に係る落札及び契約締結は、本予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/supply/index.html>）を御覧ください。

# 入 札 心 得

## (総則)

第1条 農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）の所掌に属する委託契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

## (入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の広告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあつては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

## (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## (無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項（別紙様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

（再度入札）

第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記に準用して行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（落札者の決定）

第7条 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって有効な入札をした者を落札者とする。

（同価格の入札）

第8条 落札となるべき同総合評価点の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第9条 落札者は、契約書を作成するときは、事務局長から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に事務局長に提出しなければならない。ただし、事務局長が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

（異議の申立）

第10条 入札をした者は、入札後、この心得、入札の広告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第11条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ①  
(代理人氏名) ①  
(復代理人氏名) ①

¥ \_\_\_\_\_

ただし、「平成27年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業における研究課題の進行管理調査等に係る業務委託事業」の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- [注意]
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
  - 2 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
  - 3 金額の訂正はしないこと。
  - 4 用紙は、A4判とする。
  - 5 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
  - 6 ( )内は、(復)代理人が入札するときを使用すること。  
この場合、代表者印(及び代理人印)は不要とする。
  - 7 委任状は別葉にすること。

委 任 状

私は、  
を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局長の発注する「平成27年度食料生産地域再生のための先端技術展開事業における研究課題の進行管理調査等に係る業務委託事業」に関し、下記の権限を委任します。

記

- ・ 入札及び見積に関する一切の権限
- ・ （復代理人の選定に関する一切の権限）

代理人使用印鑑	㊟
---------	---

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ㊟  
代理人所属先住所  
〔代理人所属先・役職  
代理人氏名 ㊟〕

支出負担行為担当官  
農林水産技術会議事務局長 殿

[注意] 用紙の寸法は、日本工業規格A4判とし、縦長に使用すること。  
復代理人を選定する場合は、適宜カッコ内を記載すること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。